

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月17日	
堺市長 様	
住 所 大阪府堺市堺区道修町 3 - 6 - 1	
提出者	
氏 名 大阪製鐵株式会社	
代表取締役社長 野村泰介	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 6 - 6 2 0 4 - 0 1 6 2	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪製鐵株式会社 大阪事業所 堺工場
事業場の所在地	大阪府堺市堺区築港八幡町 1 番地
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	2 2 : 鉄鋼業
② 事業の規模	製品出荷額 : 約 3 0 , 0 0 0 百万円
③ 従業員数	2 5 5 名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 - 1 のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙ー２－①、別紙ー２－②のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	p H2. 0以下の廃酸	p H12. 5以上の廃アルカリ
	排 出 量	0. 2 t	0. 002 t
	(これまでに実施した取組)		
	製造工程の現状分析と評価、再生利用用途の拡大による減量化の可能性を検討し、特別管理産業廃棄物の減量化に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	p H2. 0以下の廃酸	p H12. 5以上の廃アルカリ
	排 出 量	1 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 上記取組みの継続。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじん、強酸、強アルカリはそれぞれ分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別の維持継続

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃PCB等	ばいじん		
1.95 t	10534.6 t	t	t

②計画

廃PCB等	ばいじん		
1 t	10000 t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	p H2.0以下の廃酸	p H12.5以上の廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	p H2.0以下の廃酸	p H12.5以上の廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	p H2.0以下の廃酸	p H12.5以上の廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	p H2.0以下の廃酸	p H12.5以上の廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃PCB等	ばいじん		
0 t	0 t	t	t

②計画

廃PCB等	ばいじん		
0 t	0 t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃PCB等	ばいじん		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

廃PCB等	ばいじん		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	全処理委託量	0.2 t	0.002 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	0.002 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

廃PCB等	ばいじん		
0 t	0 t	t	t

②計画

廃PCB等	ばいじん		
0 t	0 t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃PCB等	ばいじん		
1.95 t	10534.6 t	t	t
1.95 t	t	t	t
t	10534.6 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	p H2. 0以下の廃酸	p H12. 5以上の廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	1 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	10534. 802 t	
	(今後実施する予定の取組)		
電子マニフェストを継続して運用する。			
※事務処理欄			

②計画

廃PCB等	ばいじん		
1 t	10000 t	t	t
1 t	t	t	t
t	10000 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【令和5年1年度】 実 績

出 発 者						
氏 名	名 刺	所属部署	役 名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理企画課事務係主任・事務系特別付・管理する人員等の出所	特別管理企画課事務係主任・事務系特別付・管理する人員等の出所	特別管理課の係長	特別管理課の係長	特別管理課の電話番号 FAX番号	特別管理課の電話番号 FAX番号	特別管理課の電子メールアドレス
大阪府大阪中・中央道建設7号-1	大阪府建設株式会社 本社	安全管理課防災推進係				

[illegible]

(注) トン食源は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和6年1年度】目標

開 出 票					
用 途	名 称	担当部署	担当部長	電話番号	FAX
国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収	国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収	国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収	国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収	国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収	国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収
大阪府大阪府中央広域事務組合	大阪府大阪府中央広域事務組合	大阪府大阪府中央広域事務組合	大阪府大阪府中央広域事務組合	大阪府大阪府中央広域事務組合	大阪府大阪府中央広域事務組合

計 算 式														
1. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
2. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
3. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
4. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
5. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
6. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
7. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
8. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
9. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
10. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
11. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
12. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
13. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
14. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
15. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
16. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
17. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
18. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
19. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
20. 国庫歳入徴収に供する事業種別別徴収に要する支払等の徴収														
合計														
10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) トン単位は重量として計算する。ただし、重量が軽微であれば重量以下3桁まで記載可。